

資料4-1

佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び木造住宅補強改造工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で良好な市街地の形成と災害対策の推進を図るため耐震基準に満たない民間建築物を減らすことを目的とし、佐倉市災害予防対策事業補助金等交付規則（平成14年佐倉市規則第56号。以下「規則」という。）第2条第1号に規定する木造建築物耐震診断補助金（以下「耐震診断補助金」という。）及び同条第2号に規定する木造住宅補強改造工事補助金（以下「耐震補強工事補助金」という。）の交付について、規則及び佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断補助事業 耐震診断補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 耐震補強工事補助事業 耐震補強工事補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (3) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行。以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に基づき、耐震診断士が行う一般診断法による耐震診断（以下「一般診断」という。）又は精密診断法による耐震診断（以下「精密診断」という。）をいう（平成18年国土交通省告示第184号に示された方法及びこれと同等と認められた方法を含む。）。
- (4) 補強設計 耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事を行うために耐震診断士がまとめた補強設計及び設計図書（仕様書、平面図、詳細図及び耐震補強工事後の建築物に期待できる耐震性の診断について記載されたもの）をいう。
- (5) 耐震補強工事 補強設計に基づき建築物の耐震性を高めるために行う工事をいう。
- (6) 耐震診断士 建築士であつて都道府県若しくは財団法人日本建築防災協会が開催する木造の建築物の耐震診断に関する講習又はこれらと同等の耐震診断に関する講習を修了しているもの
- (7) 工事監理 耐震補強工事を行う過程で、設計図書と照合し、当該耐震補強工事が補強設計のとおり実施されているか否かを確認する業務をいう。
- (8) 施工者 次のいずれかの要件を満たしている者であつて、この要綱に基づき木造建築物の耐震補強工事を行うものをいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。

イ 当該営業所に建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる者と同等の経歴を有する者、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士又は建設業法第27条第3項の規定により合格証明書の交付を受けている者であること。

(補助の対象となる建築物)

第3条 耐震診断補助事業の対象となる建築物は、規則で定めるものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者自らが居住している平成12年5月31日以前に建築された戸建木造住宅であること。
- (2) 構造が丸太組構法によるものでないこと。
- (3) 建築時における建築基準法に規定する構造耐力規定に適合するものであって、かつ、平成12年6月1日（昭和56年5月31日以前に建築された戸建木造住宅にあつては昭和56年6月1日。以下「基準日」という。）以降に増築されていないものであること。
- (4) 当該建築物が存する敷地内の他の建築物を含め、補助金の申請時において建築基準法の集団関係規定等に抵触していないこと。
- (5) 過去に耐震診断補助金の交付を受けていないものであること。ただし、一般診断について耐震診断補助金の交付を受け、当該耐震診断の結果、倒壊する可能性がある又は高いと診断された建築物について精密診断を行う場合については、規則第2条第1号イで定める額から当該一般診断に係る交付済みの補助金の額を控除した額を限度として耐震診断補助金の交付を受けることができる。

2 耐震補強工事補助事業の対象となる建築物は、前項第1号から第4号までのいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された建築物であること。
- (2) 耐震補強工事後の建築物に期待できる耐震性の診断が、「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」であること。

3 市長は、当該住宅が定住化の促進に資すると認めたときは、規則第3条第1項の規定による交付の申請の時に第1項第1号の規定による居住の要件を適用しないこととすることができる。

(対象となる耐震補強工事補助金に係る経費及び助成額)

第4条 耐震補強工事補助金の対象となる経費は、耐震補強工事（当該工事部分に係る解体費又は仕上げ（通常使用されている程度のもの）を含む。）、補強設計及び工事監理に要する経費とする。

2 耐震補強に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助金額（規則第2条第2号に定める額）
- (2) 税控除額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額特別控除の額）

3 助成に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引くものとし、耐震補強工事補助事業者には同項第1号の額を交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金等交付規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）とする。耐震診断補助金の交付を受けようとする者が申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断事業計画書（別記様式第2号）
 - (2) 案内図
 - (3) 耐震診断に係る見積書の写し
 - (4) 住民票又は外国人登録証明書の写し
 - (5) 当該建築物の登記事項証明書又は基準日前に建築されたことを証する書類の写し
 - (6) 耐震診断士の建築士免許証及び耐震診断に関する講習の修了証の写し
- 2 耐震改修工事補助金の交付を受けようとする者が申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 耐震補強工事業計画書（別記様式第3号）
- (2) 案内図
- (3) 耐震診断の結果報告書（木造住宅の耐震診断と補強方法に記載された診断表に相当するものを添付）
- (4) 補強設計
- (5) 耐震補強工事、補強設計及び工事監理に要する経費に係る見積書の写し
- (6) 住民票又は外国人登録証明書の写し
- (7) 当該建築物の登記事項証明書又は昭和56年5月31日以前に建築されたことを証する書類の写し
- (8) 耐震診断士の建築士免許証及び耐震診断に関する講習の修了証の写し
- (9) 施工者が第2条第8号の要件を満たすことを証する書類の写し

3 第3条第3項の規定による居住の要件を適用しないこととされた住宅については、第1項又は第2項に定める書類のほか、申請者が建築物を所有していると認められるもの及びその他市長が必要と認めるものを添付するものとする。

4 申請書は、当該補助金の対象となる事業に着手する前であって、かつ、当該年度の12月28日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 補助金等交付規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定書（別記様式第4号）によるものとする。

（交付決定後の計画変更の承認等）

第7条 補助金等交付規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請を行おうとする者は、あらかじめ、変更内容について市長と協議を行わなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、補助事業変更申請書（別記様式第5号）によるものとする。

（実績報告）

第8条 耐震診断補助事業における、補助金等交付規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、耐震診断補助事業実績報告書（別記様式第6号）とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 耐震診断の結果報告書（木造住宅の耐震診断と補強方法に記載された診断表に相当するものを添付）
- (2) 耐震診断に要した経費に係る領収書の写し
- (3) 現地調査の写真

2 耐震補強工事補助事業における、補助金等交付規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、耐震補強工事補助事業実績報告書（別記様式第7号）とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 耐震補強工事を行う部位ごとの施工前、施工中及び施工後の状況を示す写真（撮影場所を整理した図面等を含む。）
- (2) 使用した材料の寸法及び仕様を示す写真及び書類
- (3) 耐震補強工事の監理報告書の写し
- (4) 耐震補強工事、補強設計及び工事監理の実施に係る契約書の写し
- (5) 耐震補強工事、補強設計及び工事監理に要した経費に係る領収書の写し

3 第3条第3項の規定により定住化の促進に資すると認められた住宅にあつては、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 身体障害者手帳又は養育手帳の交付を受けている者が居住している場合にあつては、その写し

4 第1項及び第2項の実績報告書は、補助金の決定を受けた日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 補助金等交付規則第14条に規定する額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第8号）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 補助金等交付規則第16条第1項に規定する請求書は、補助金交付請求書（別記様式第9号）とする。

2 耐震診断補助事業者及び耐震補強工事補助事業者は、前条の通知を受けた当該年度の3月31日までに補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、平成27年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成18年12月28日決裁18佐建第429号）

この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

附 則（平成21年3月19日決裁20佐建第289号、平成21年3月31日
決裁20佐財第616号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則（平成24年3月8日決裁23佐建第994号、平成24年3月26日決裁
決裁23佐財第681号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日決裁24佐建第1212号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。